

事業番号															0750						
平成２８年度行政事業レビューシート（厚生労働省）																					
事業名		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等					担当部局庁		社会・援護局障害保健福祉部					作成責任者							
事業開始年度		平成１７年度		事業終了 （予定）年度		終了予定なし		担当課室		精神・障害保健課医療観察法医療 体制整備推進室					井内 努						
会計区分		一般会計																			
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第102条					関係する計画、 通知等		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設・設備整備費の国庫負担について（平成28年1月21日厚生労働省発障0121第5号）等												
主要政策・施策		障害者施策					主要経費		公共事業												
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること。																			
事業概要 （5行程度以内。別添可）		医療観察病棟建設予定の都道府県、特定地方独立行政法人等を対象に、施設整備事業費（新病棟、改修病棟）、設備整備事業費（医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具など）を負担するとともに、指定入院医療機関の運営（医療観察病棟運営経費、医療観察病棟開設準備経費など）に必要な経費を負担する。（負担率10／10）																			
実施方法		負担																			
予算額・ 執行額 （単位：百万円）				25年度		26年度		27年度		28年度		29年度要求									
		予算 の 状 況	当初予算		2,927		1,870		1,146		1,105		994								
			補正予算		－		－		－		－										
			前年度から繰越し		601		529		14		－		－								
			翌年度へ繰越し		▲ 529		▲ 14		－		－										
			予備費等		▲ 670		－		▲ 86		－										
		計		2,329		2,385		1,074		1,105		994									
		執行額		1,550		1,213		1,032													
		執行率（％）		67%		51%		96%													
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標		成果指標				単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 － 年度		目標最終年度 － 年度							
		－		－		成果実績	－	－	－	－	－	－	－								
						目標値	－	－	－	－	－	－									
						達成度	％	－	－	－	－	－									
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標		定量的な目標が設定できない理由					定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績													
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績		本事業は医療観察法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者に対し、適切な医療を行うための入院施設の整備及び運営に要する費用を、法律に定めるところにより、国が負担するものであり、定量的な成果目標の設定にはなじまない。					指定入院医療機関の医療観察病棟を適切に整備・運営することを目標としているが、代替目標の整備病床数については、概ね当初の目標数に到達している。													
			代替目標		代替指標				単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 － 年度		目標最終年度 28 年度						
			指定入院医療機関を全国で800床程度整備する。		整備済み病床数		実績	床	791	808	808	－	－								
	目標値	床					800	800	800	－	800										
	達成度	％					99	101	101	－	－										
	活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標						単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込								
施設整備実施施設数				活動実績	施設	3	2	2	－												
				当初見込み	施設	6	3	2	3												
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標						単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込									
		運営費負担金交付施設数				活動実績	施設	30	31	32	－										
						当初見込み	施設	30	31	32	33										

単位当たりコスト		算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
		X/Y X:施設整備費負担金の支出額 (前年度からの繰越し分を含む) Y:施設整備実施施設数		単位当たりコスト	百万円	302	427	300	160			
				計算式	X/Y	905/3	854/2	600/2	480/3			
単位当たりコスト		算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
		X/Y X:運営費負担金の支出額 Y:運営費負担金交付施設数		単位当たりコスト	百万円	21	11	14	16			
				計算式	X/Y	621/30	347/31	432/32	513/33			
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目		28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由							
	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金		550	450	新規整備計画の見直しによる減							
	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関設備整備費負担金		30	30								
	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金		525	514								
	計		1,105	994								
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること									
		施策	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-1)									
		測定指標	定量的指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度	
									-年度	-年度		
					実績値	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	医療観察病棟建設予定の都道府県、特定地方独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、入院対象者移送費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の整備費および運営にかかる経費を国が負担することで、適切な医療を実施し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。											
	アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-	-							
		(第1階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度	
						-年度			-年度	-年度		
					成果実績	-	-	-	-	-	-	
					目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-				
(第2階層) KPI		KPI (第二階層)			単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度		
					-年度			-年度	-年度			
				成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
-												

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされており、優先度が高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされている。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	医療観察法において、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用は国が負担することとされている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	負担事業者が事業を実施するに当たっては、入札等を行い事業費の削減に努めている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	○	不測の事態による整備の遅れや、あらかじめ見込むことが困難な事由による計画の変更が生じたものである。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	－

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。			△	定量的な目標設定にはなじまないが、代替指標の実績については、代替目標に見合ったものである。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	利用率が大きいものの、事業実施施設数は概ね見込みどおりの実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	指定入院医療機関において、医療観察法に基づき、対象者に対する適切な医療が実施されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			○	指定入院医療機関整備等は、医療観察病棟の整備を行う都道府県、特定地方独立行政法人等に対して必要な経費を負担するものである。 地域共生事業は、指定入院医療機関の医療観察病棟が設置される地域の都道府県、市町村が実施する事業を促進するために補助を行うものであり、内容の異なる事業である。	
	所管府省・部局名		事業番号	事業名		
	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部		752	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業		
点検・改善結果	点検結果	医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、医療観察法第81条第1項により、国はその精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を提供することとされ、第102条により、当該医療を実施する指定入院医療機関の整備・運営にかかる経費（主として開設当初に要する費用）については国が負担することとされている。 本事業は、設置主体である自治体等の整備計画を基に医療機関の整備状況を勘案し、計画的に予算計上しているところである。				
	改善の方向性	指定入院医療機関の整備病床数は当初の目標数に到達しているところであるが、地域偏在等の課題があることから、引き続き、近年の執行実績等を踏まえ、適正な予算措置を講じていくものとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	成果実績（活動実績）を踏まえ、積算を見直し、予算額を縮減すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	指定入院医療機関の無い地域への整備が課題となっているが、地元自治体や周辺住民の理解が得られない等の理由により、計画通りに整備が進んでいないため、執行率が低調に推移しているところがある。 引き続き地元の理解を得るため関係機関への働きかけを行い、29年度予算要求においても、近年の執行実績を踏まえ、新規整備計画の規模を見直すなど要求額の縮減を行うこととした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	514	平成23年度	467	平成24年度	411	
平成25年度	770	平成26年度	768	平成27年度	750	
資金の流れ （資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する） （単位：百万円）	※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。					
	厚生労働省 1,032百万円 〔 都道府県・特定独立行政法人に対する交付決定 〕 【負担】 A. 自治体等（2） 574百万円 〔 新病棟、改修病棟の施設整備 〕 【負担】 B. 自治体等（1） 26百万円 〔 医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具などの設備整備 〕 【負担】 C. 自治体等（18） 432百万円 〔 医療観察病棟運営経費、医療観察病棟開設準備経費など 〕					

費目・使途 (「資金の流れ」に においてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.愛知県			B.愛知県		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	施設整備費	愛知県精神医療センターの新病棟整備	573	設備整備費	愛知県精神医療センターの医療機器など設備整備	26
	計		573	計		26
	C.愛知県			D.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	運営費	愛知県精神医療センターの新病棟整備	211			
	計		211	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	愛知県	1000020230006	愛知県精神治療センターの新病棟整備	573	-	-	-	
2	独立行政法人国立病院機構	1013205001281	国立病院機構花巻病院の作業療法室の整備	1	-	-	-	

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	愛知県	1000020230006	愛知県精神治療センターの医療機器など設備整備	26	-	-	-	

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	愛知県	1000020230006	愛知県精神医療センター分運営事業	211	-	-	-	
2	独立行政法人国立病院機構	1013205001281	花巻病院ほか分運営事業	92	-	-	-	
3	山形県	5000020060003	山形県立こころの医療センター分運営事業	58	-	-	-	
4	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	6012705001563	国立精神・神経医療研究センター病院分運営事業	35	-	-	-	
5	埼玉県	1000020110001	埼玉県立精神医療センター分運営事業	6	-	-	-	
6	地方独立行政法人大阪府立病院機構	6120005010076	大阪府立精神医療センター分運営事業	5	-	-	-	
7	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	6260005003009	岡山県精神科医療センター分運営事業	3	-	-	-	
8	地方独立行政法人長野県立病院機構	4100005007761	長野県立こころの医療センター駒ヶ根分運営事業	3	-	-	-	
9	鹿児島県	8000020460001	鹿児島県県立始良病院分運営事業	3	-	-	-	
10	栃木県	5000020090000	栃木県立岡本台病院分運営事業	3	-	-	-	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-	-	-	-	-